

寄附金控除の手引き

～ ふるさと寄附金について ～

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県や市区町村、特別区に対する寄附金について、下記の控除があります。

寄附金控除はどんな税金から、いつ受けられるの？

寄附をした年の「所得税」と、寄附をした翌年度の「個人住民税」から控除されます。(所得控除)

※ 個人住民税は前年の所得に対して翌年度に課税されます。

控除される額は？

寄附金のうち2千円を越える部分について、「所得税」と「個人住民税」をあわせて、(ワンストップ特例制度適用の場合は、「個人住民税」から)、一定の限度(概ね個人住民税の所得割額の2割)まで全額控除されます。

※平成28年度の個人住民税から適用。平成27年度までは個人住民税の所得割額の約1割が上限です。



所得税から

① [地方公共団体に対する寄附金 - 2千円] × 所得税率 × 1.021 (※)

※平成26年度～平成50年度は、復興特別所得税(税率2.1%)を加算されます。

所得税率	課税される所得金額 (所得金額-所得控除額)	
5%	195万円以下	
10%	195万円超	330万円以下
20%	330万円超	695万円以下
23%	695万円超	900万円以下
33%	900万円超	1,800万円以下
40%	1,800万円超	

個人住民税から

② 基本控除額

[地方公共団体に対する寄附金 - 2千円] × 10%

③ 特例控除額 (個人住民税の所得割額の2割が上限となります)

[地方公共団体に対する寄附金 - 2千円] × [90% - $0 \sim 40\% \times 1.021$ (※)]

↑
(寄附者に適用される所得税率)

※平成26年度～平成50年度は、復興特別所得税(税率2.1%)を加算されます。

ワンストップ特例制度が適用される場合は、①の所得税寄附金控除分を住民税の申告特例控除額として控除。

(裏面に続く)

寄附金控除を受けるにはどのような手続きがいるの？

【確定申告】

毎年1月1日～12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに所轄の税務署で所得税の確定申告を行ってください。その際、地方公共団体から受け取った寄附金受領証明書を申告書に添付する必要があります。〔所得税の電子申告(e-TAX)を利用する場合、寄附金受領証明書の添付は省略できます(ただし、3年間自ら保存することが必要です。)]

※ 個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、お住まいの市区町村に個人住民税の申告をしてください。この場合、所得税の控除は受けられません。

【ワンストップ特例制度】

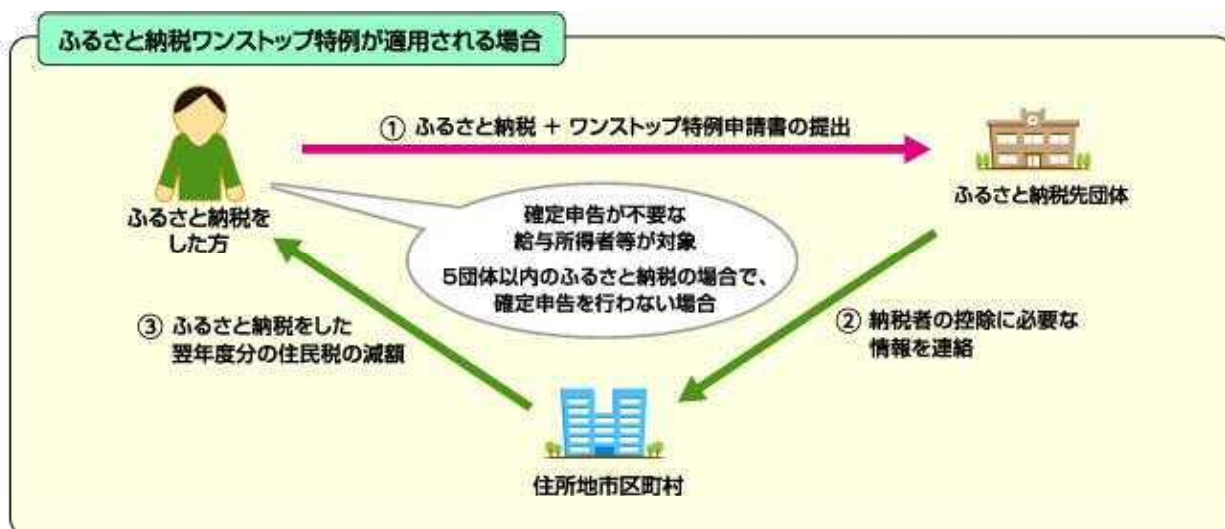
確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税の寄附する自治体数が、年間で**5自治体を超えない場合**、寄附金控除の申請を寄附先の自治体に代行要請できる制度です。

※寄附する自治体へ申請が必要です。

※**平成27年4月1日以降の寄附に関して適用**されるので、平成27年1月～3月までにすでに寄附をされている場合は、確定申告が必要となります。

※寄附金の有無に関わらず確定申告をされた場合、この制度は適用されません。

※転居による住所変更などで、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、ふるさと納税先団体へ変更届出書を提出する必要があります。



【税額控除に関するお問い合わせ】

〒679-2280
兵庫県神崎郡福崎町南田原3116-1

福崎町役場 税務課 住民税係

TEL 0790-22-0560(代表)

FAX 0790-23-0687

Mail zeimu@town.fukusaki.hyogo.jp